



令和6年4月4日

白河市議会議長 筒井孝充 様

白河市議会政治倫理審査会委員長 石名 国光
(公印省略)

白河市議会政治倫理審査会の審査結果について(報告)

令和6年3月1日付けで審査の請求があったこの件につき、白河市議会議員政治倫理条例(以下「政治倫理条例」という。)第12条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 審査請求者

代表 大竹功一議員、大花務議員、永山均議員、遠藤公彦議員、植村美洋議員
大木絵理議員、吉見優一郎議員、鈴木裕哉議員、佐川琴次議員、根本建一議員
室井伸一議員、緑川摂生議員、柴原隆夫議員、水野谷正則議員

2. 審査対象議員

北野唯道議員

3. 審査会の構成

(委員長)石名国光議員、(副委員長)菅原修一議員
(委員)高畠裕議員、戸倉宏一議員、高橋光雄議員、深谷弘議員

4. 審査請求の対象となる事由の該当条項

(1) 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号

市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

(2) 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第6号

市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、推薦、紹介等の働きかけをしないこと。

(3) 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号

市の職員等の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(4) 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第8号

虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。

(5) 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第9号

その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。

5. 審査請求の対象となる事由

白河市議会事務局職員に対するストーカー行為及びパワーハラスメント行為

6. 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、令和6年2月16日の全員協議会での「市議会議員政治倫理について」の説明を受け、3月1日に議員14名の署名により「白河市議会議員政治倫理条例」の審査請求書が提出され、3月5日に本審査会が設置された。

審査会は、審査に付された審査対象議員の行為が、白河市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」を始め、同条各号の政治倫理基準に違反する行為の存否について、公平かつ慎重に審査を行うとともに、白河市議会の信頼回復のための措置について協議を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和6年3月5日（火）

委員長及び副委員長を選出した後、審査請求の対象事由の内容を確認のうえ、次回以降の審査会において、政治倫理基準に違反する行為等について聴取（質疑）することとし、関係職員と審査対象議員に出席を求め、対象となる事由の存否等の確認を聴取（質疑）すること、また意見聴取にあたっては議長及び副議長の出席を求めることを確認した。

(2) 第2回審査会 令和6年3月6日（水）

審査会として早期に審査を進めることが望ましいとの判断から、3月19日（火）10時に予定していた審査対象議員の聴取（質疑）を、3月15日（金）13時30分から行うこととし、出席要求書を送付することを確認した。

(3) 第3回審査会 令和6年3月8日（金）

関係職員の出席を求め、審査請求の対象事由（審査対象議員が行った行為）について聴取した。

また、次回の審査会では、審査対象議員の出席のもと審査請求となる対象事由の存否等の確認を聴取（質疑）することを確認した。

(4) 第4回審査会 令和6年3月11日（月）

審査対象議員が委任した第3者が3月8日（金）に副市長に面談し、今回の事件に関して申し入れを行ってきたことは、「白河市議会議員政治倫理条例」及び「政治倫理審査会」を著しく軽視するものであり、条例第2条の議員の責務である「議員の責務を深く自覚し、法令及び条例、政治倫理基準を遵守すること。」及び「政

治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自ら率先して説明責任を果たすものとする。」との規定に対しても違反していると考えざるを得ない。そのため、万が一、何らかの理由を付して、3月15日の出席要求について従わなかった場合には、条例第11条第3項の規定に基づき厳正に対処することを確認した。

また、3月15日の審査会での審査対象議員への意見聴取の方法について確認した。

(5) 第5回審査会 令和6年3月15日(金)

審査対象議員へ出席を要求し意見聴取を行うこととしていたが、病気を理由とした欠席届が委員長あてに郵送され、当該議員が欠席したことで意見聴取をすることができなかった。

審査会としても、当該議員の出席のもと関係職員から説明があった数々の行為について、当該議員の認識を一つひとつ確認する予定であったが、当該議員からの郵送による一方的な欠席と意見聴取できる時期が不明瞭なこと、欠席届に審査請求の対象となる事由について、「私は指摘される言動の事実を承知しておりません。」と記載があったこと、当該関係職員の意見聴取において各種証拠資料に基づきその行為の内容が説明されたこと、加えて、審査対象議員は条例第12条第3項に基づき議長に対して弁明書を提出することが可能なこと、そして、今回の審査は、議員によるストーカー行為及びパワーハラスメント行為という本市議会として大変重大な事件であり、早期に事実確認を行い必要に応じて再発防止の措置を取らなければならないことから、提出された調書や手紙の写し、音声データ、警察に提出した資料などの各種証拠資料を基に事実確認を行うこととした。

また、条例第11条第3項の規定に基づき、「議会だより」と市のホームページでその旨公表することを確認した。

次に、関係職員の意見聴取や各種証拠資料に基づき、審査対象議員の行動や言動の存否を確認し「認定」とともに、条例第3条の政治倫理基準に照らして、その違反について確認した。

なお、確認した証拠書類は次のとおり。

- ①関係職員が提出した「被害状況」調書
- ②令和5年12月7日の音声データ 3件
- ③令和5年12月18日の個人的な手紙のコピー
- ④令和5年12月24日の写真と手紙のコピー
- ⑤令和5年12月28日の音声データ
- ⑥福島県警察本部から交付を受けた「警察安全相談簿」の写し
- ⑦令和6年3月12日付けで送付された「欠席届」及び「診断書」

最後に、次回の審査会では審査対象議員に対する措置と勧告、市民からの信頼回復するための措置について協議することを確認した。

(6) 第6回審査会 令和6年3月18日(月)

顧問弁護士への相談内容について報告するとともに、それらに基づき、再度、審査対象議員に対して出席を要求し、事情聴取と意見を申し出る機会を設けることを確認した。

なお、日程については、令和6年3月25日(月)から29日(金)までの当該議員が希望する日として、3月21日(木)正午までにFAXにて報告を受け、各委員の日程を調整し事情聴取等を行うことを確認した。

(7) 第7回審査会 令和6年3月25日(月)

3月21日8時56分に、審査対象議員から再度の出席要求に対し「対応しかねる」旨の文書が委員長あてにFAXで届き、本審査会で自ら説明責任を果たす意思がないことが確認されたことから、第5回審査会の審査内容に変更がないことを確認するとともに、当該議員への必要な措置と再発防止に向けた対策、審査結果報告の作成について協議し確認した。

その概要は、次のとおり。

①必要な措置と勧告

議員の辞職勧告

②再発防止に向けた対策

早期にハラスメント条例の制定について検討すること。

(8) 第8回審査会 令和6年3月29日(金)

審査結果報告書の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

2 審査の結論

(1) 政治倫理基準の違反行為の存否

審査会の事実確認とその認定においては、審査対象議員の審査対象となったストーカー行為について、関係職員が職務中にも関わらず個人的な手紙を渡したうえ、後日、その返事を求める言動、個人宅にプレゼントと手紙を自ら持って行った行動、更には、議員の職務以外で頻繁に当該職員がいる事務局に来庁したこと、及び頻繁に個人の携帯電話や事務局に電話し電話に出ることを強要したことなどが確認された。

これらの行為等はストーカー規制法で対象となっている行動であり、当該職員が警察署に相談したことで、ストーカー規制法に基づく指導を受けていることも確認された。

次に、パワーハラスメント行為については、議員と職員との優越的な立場を利用し、当該職員は業務ルールに基づき行っているにも関わらず、当該職員が勝手にやったと虚偽の発言をし、当該職員を責め立てるとともに、それを理由に職員

の担当書記の変更や転出異動を申し立てしたことが確認された。また、各派代表者会議において、出産した議員への対応協力について決定した事項に基づき、当該職員が事務局長の指示の下で、出産した議員へ業務上の対応をしているにも関わらず、事務局職員の業務以外のことと言い張り、当該職員を呼びつけ大きな声で怒鳴りつけるとともに、その後の電話においてもしつこく責め立て、脅しとも思える発言も確認された。

これらの行為等は、いわゆるパワハラ防止法の対象となる言動であり、当該職員が精神的に苦痛を与えられ就業環境と能力発揮の低下に繋がり、看過できないほど業務に支障を来したことも確認された。

今回の審査請求の対象となった事由は、「白河市議会事務局職員に対するストーカー行為及びパワーハラスメント行為」であるが、当該職員が行ったストーカー行為及びパワーハラスメント行為は、条例第3条第1項第1号の政治倫理基準である「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。」に違反することはもちろんのこと、そのほか、審査において当該職員の行動及び言動は、同条第1項第6号「市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、推薦、紹介等の働きかけをしないこと。」、同条第1項第7号「市の職員等の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」、同条第1項第8号「虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。」、同条第1項第9号「その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。」の基準にも違反しているとの結論に至った。

(2) 必要と認める措置と勧告

条例第6条第2項第2号に基づく措置について、今回の北野唯道議員の事案は市民の負託を受けた市議会議員が市民全体の代表者として、名誉と品位を損ない、白河市議会への信用を失墜させていることに対し、議員辞職すべきとの勧告とする。

(3) 白河市議会において構ずるべき措置

市民の代表として負託を受けた議員が、市民から今後疑義を抱かれるような行為を起こすことがないように、市議会として市民への信頼回復を図り、法令を遵守するための講習会を開催するとともに、早期に議員ハラスメント条例の制定について検討し、政治倫理基準違反の根絶を目指すこととする。